

環境部 環境保全課

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
 - 対象部局 環境部環境保全課
 - 対象年度 令和元年度
 - 対象事項 財務事務等
- 3 監査の実施場所及び監査期間
 - 実施場所 四日市市役所 監査委員室
 - 監査期間 令和2年7月13日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

環境部環境保全課の主な業務内容及び職員数（令和2年4月1日現在）は、次のとおりである。

【環境保全課】

環境保全課 職員4人 環境調整係 職員4人 会計年度任用1人	(1) 環境保全に係る企画及び連絡調整に関する事
	(2) 環境計画に関する事
	(3) 環境保全審議会に関する事
	(4) 環境マネジメントシステムに関する事
	(5) 鳥獣飼養の許可及び鳥獣保護に関する事
	(6) 国際環境技術移転センターとの連絡に関する事
	(7) 部内の事務事業の調整に関する事
	(8) 部及び課の庶務に関する事
大気水質係 職員4人 再任用1人 会計年度任用1人	(1) 公害防止協定に関する事
	(2) 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭に係る規制、監視、調査及び指導に関する事
	(3) 遊泳用プールに係る監視、調査及び指導に関する事
	(4) 温泉の利用、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令第1条に規定する特定建築物の環境衛生及び専用水道等

	に係る監視、調査及び指導に関すること
公害保健係 職員 4 人 会計年度任用 1 人	(1) 公害健康被害者の補償給付に関すること
	(2) 公害健康被害認定審査会に関すること
	(3) 公害保健福祉事業に関すること
	(4) 健康被害予防事業に関すること
	(5) その他公害保健対策に関すること。

(職員 16 人、再任用 1 人、会計年度任用 3 人)

第 3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 所属において業務に必要なスキル（知識、経験）が継承されないリスク
- (3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (4) 継続的事業において十分な効果が得られていないリスク
- (5) 公募型委託事業に係る契約事務の執行が適正になされないリスク

2 3E（経済性、有効性、効率性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点等から設定した。

第 4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行に当たっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、リスクは高いものと評価した。事前調査の結果、事務の一部で不適切な処理が見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が 4 点以上のもの又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	効果の少ない事業が実施されるリスク	4 / 4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	

支出事務	負担金、補助金又は交付金を支出しているか	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	○
契約事務	プロポーザルにより契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 4	
財産管理	建物やインフラを所管しているか	保全不良のリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用されないリスク	4 / 4	
組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキル（知識、経験）が継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク	4 / 4	○

(2) 所属において業務に必要なスキル（知識、経験）が継承されないリスク

- ・ 在籍年数の短い職員が多く、経験や知識、技術が継承されないのではないかと懸念される。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 所属において業務に必要なスキル（知識、経験）が継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生することがないようにする必要がある。

意見

当課の職員のうち当課勤続年数が3年未満の者が7割を占めており、環境という高度の専門性を有する職務内容と、これから中核市を目指していく中での人材育成を考えると、経験や知識技術が不足しているのではないかと懸念される。計画的に人材育成を行うとともに、その計画について人事当局に示すことにより人材の確保に努めること。

(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ・ ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

× 時間外勤務時間数が年間360時間を超える職員が見受けられた。職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害しないような環境づくりが必要である。

意見

行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。

(4) 継続的事業において十分な効果が得られていないリスク

- ・ 継続的事業（長年にわたり継続的に事業を行っているものをいう。）について、事業目的が既に達成されたり、変遷していたりしないか。その効果の検証が適切になされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 天津環境交流事業、環境保健予防事業、エコパートナーシップ推進事業等の継続的事業については、環境変化により事業目的が不明瞭となり、経費の適正性の確保や事業効果の把握に齟齬が生じることから、事業の有効性が期待できなくなるおそれがある。継続的事業については、事業目的を明確なものとすることに留意するとともに、経費の適正性と事業目的に見合った効果が確保されているかについて常に検証する必要がある。

指摘

① 天津環境交流事業について

国際交流の促進のため、友好都市天津市の環境保全に係る課題解決の一助とするため現地セミナーや天津市からの研修生の受入れを企画運営する事業を実施している。この事業のうち受入れ研修にあっては1993年から、現地セミナーにあっては2001年から実施しており、この20年以上の間で中国と我が国との関係が変化している中で、この事業の更なる発展のため、これまでの事業の効果について検証すること。また、この事業の報告書には、今回の事業を終えての所感、すなわち事業成果を今後、どのように本市の施策、事業に反映させていくかなどの記録が少ないように思われる。この事業を通じて国際貢献を果たしたことが分かるよう、事業報告書には成果に関する事項を記録すること。

② エコパートナーシップ推進事業について

吉崎海岸の保全に係る企画運營業務委託とグリーンカーテン事業及びダンボールコンポスト事業運營業務委託については、エコパートナーシップ推進事業としてエコパートナーへの公募型事業と同一の事業名のもとに展開されている。しかし、これらの委託業務は単独随意契約によっており、委託先は従来から同一団体になっていることや、委託経費の積算において公募型が実質的に直接経費のみであるのに対して、間接経費を15%認めるなど事業の形態もかなり異なっていることから別事業として整理することを検討すること。

③ 環境保健予防事業について

幼児を対象とした環境保健健康診査（アレルギー健康相談）やぜん息予防等に関する講演会の開催などを行っている。これらの事業においては、健康福祉部やこども未来部と連携するなかで、環境部としての役割をどこまで求めていくかについて検討すること。

(5) 公募型委託事業に係る契約事務の執行が適正になされないリスク

- ・ 市民協働型の公募型委託事業については委託料として契約時に金額を確定し支出され、事業完了時に補助金のような精算がなされていないため、委託価格の妥当性は担保されているか。
- ・ 事業対象経費について、明確な基準がなく委託内容の透明性に欠けていないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- △ 市民協働型の公募型委託事業については、業務内容について行政がやるべき業務を委託するのではなく協働の領域の内容を委託することになることから内容的に補助金のような性格を有するものも多い。しかしながら、委託料として契約時に金額を確定し支出され、事業完了時に補助金のような精算がなされていない。また、事業者の選考過程で委託内容だけでなく、活動内容に見合った経費かどうかを検証する必要がある。
- △ 委託事業の対象経費が直接費のみであるのか間接費まで認めるのかについて明確な基準を設け、委託内容の透明性を確保する必要がある。

指 摘

エコパートナー環境学習等業務について、事業者からの事業に係る企画提案を募集し、環境計画に沿った適当な取組みを本市の事業として選定し、当該事業を当該事業者にて委託を行っている。企画提案の募集時に、提案者から見積りを提出させているが、本市が採用した業務の委託料は、その提案見積額と同額となっていた。当課以外の関係課職員もその構成員とする審査会にて行う企画提案の審査の中で、提案見積額についても評価を行っているが、審査に外部委員を含めるなど、委託料の妥当性を検証する仕組みの構築を検討すること。

2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘

① 外来生物防除について【住民福祉の向上の視点】

ア 外来生物であるセアカゴケグモの生息状況について、市内3か所において調査を実施した。この結果を今後の外来生物防除に役立てるにあたっては、外来生物に対する市民の不安を助長したり、外来生物を発見したときの対処方法につき誤解を与えたりすることのないよう、その取扱いに十分注意すること。

イ 特定外来生物であるアライグマ及びヌートリアによる被害防除のため、チラシやポスターの作成による啓発や捕獲檻の貸出しを行っているが、特定外来生物を見つけたときにまず取るべき対処が市民にとっては分からず、不安であるという声を聴く。市民目線での誰でもできる対処方法についてもホームページやチラシなどで啓発すること。

② 公益財団法人国際環境技術移転センターについて【有効性の視点】

公益財団法人国際環境技術移転センター（以下「ICETT」という。）は、本市がその一部を出資して設立された財団法人であり、市長が理事を務めている。ICETTの経営は、国からの受託収入が減少したため経費超過となって、収益状況の悪化が懸念される。本市にとっても有益となる事業をこれからも持続的に実施していけるようICETTの経営状況を見守っていくこと。

意見

① 環境対策の推進について【有効性の視点】

本市が更に先進的な環境都市となるため、他都市の取組事例なども研究して、低炭素社会の実現に向けた様々な施策を強力に押し進めること。

② 水質汚濁、騒音等に係る監視及び指導について【住民福祉の向上の視点】

法に基づいて水質汚濁等に係る監視及び指導を行っているが、法で定められた規制値を超える水を排出した者に対しては引き続き厳正に対処すること。また、音、振動、臭いに敏感な社会になってきており、騒音、振動、悪臭に対する改善策については、他の関係する外部機関や市内部の部局との連携を図り対処すること。

評価

会計事務について、会計管理室が定めている「会計事務の手引き」を基に、当課の事務処理に合うよう、誤りやすい部分などにポイントを絞った会計事務に係るチェックリストを作成し、運用している。前回の監査時と比べて会計事務の誤りは減っており、このチェックリスト活用効果が表れていた。このチェックリストを部内において共有して活用することを期待する。

環境部 四日市公害と環境未来館

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

監査対象部局 環境部四日市公害と環境未来館

対象年度 令和元年度

監査対象事項 財務事務等

3 監査等の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和2年7月9日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

環境部四日市公害と環境未来館の主な業務内容及び職員数（令和2年4月1日現在）は、次のとおりである。

【四日市公害と環境未来館】

四日市公害と環境未来館 職員6人 会計年度任用1人	(1) 四日市公害に関する資料の収集・保管・調査研究に関すること
	(2) 環境を学習する機会の提供に関すること
	(3) 環境に関する知識・意識の啓発に関すること
	(4) 市民・環境保全活動団体等の交流に関すること
	(5) 環境保全活動の支援に関すること
	(6) 他の資料館・博物館・図書館・学校その他関係機関との連絡・協力に関すること
	(7) 公害・環境等に関する図書の貸出しに関する業務等に関すること

(職員6人、会計年度任用1人)

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

(1) リスク評価チェックリストの検証

(2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）

- (3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (4) 主要事業の目標設定のリスク
- (5) 公募型委託事業に係る契約事務の執行が適正になされないリスク

2 3 E (経済性、有効性、効率性)・合規性等の視点からの着眼点
事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査ではリスクの低い所属であったが、実査では共通事務について、支出事務、物品・備品管理、契約事務の事務処理の誤りがみられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	効果の少ない事業が実施されるリスク	4/4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	2/6	○
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4/4	○
	プロポーザルにより契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4/4	
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク	4/4	○

(2) 職員配置のリスク (人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ)

- ・ 少人数の職場であり、病欠や育児休業の代替がない中で、職員の負担が増大していないか。

他の公害資料館との比較

	水俣市立 水俣病資料館	新潟県立環境と 人間のふれあい館 (新潟水俣病)	富山県立 イタイイタイ病 資料館	四日市公害と環境 未来館
開館年月日	平成 5 年 1 月 4 日	平成 13 年 8 月 1 日	平成 24 年 4 月 29 日	平成 27 年 3 月 21 日
施設の面積	1,328 m ²	1,210 m ²	1,210 m ²	823 m ² (活動室 119 m ²)
令和元年度 当初予算額	70,543 千円	34,034 千円	46,162 千円	77,356 千円
職員数	11 人	8 人	常勤 4 人	11 人 (うち正職 5 人)
令和元年度 入館者数	38,533 人	29,274 人	26,103 人	44,816 人

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

× 正職員が 5 名であり、病欠や育児休業の代替者がいない中で、実質 2 名減となり事務の負担は増大している。土、日が開館日であり、職員の週休日も異なることから全員が顔を合わせる日が週に数日となっている。また、分任出納員が病欠により館に常駐しない状況となっており、事務処理の遅滞や事務処理誤りが発生している。事務処理における職員相互の連絡、協力や上司によるチェックが行き届くようにすることが必要である。

指 摘

① 人材確保、人員配置について

事務的なミスが散見される。小さなミスが重なると大きなミスにつながり、加えて市民からの信頼を損ねることにもなりかねない。運営に支障のないよう適切な人材確保、人員配置について対処すること。

② 事務の引継ぎについて

土日、祝日が開館日であり、職員の週休日が異なることから全員が顔を合わせるのは週に 2 日間である。引継ぎを正確に行い、事務的な不備が起こらないように留意すること。

③ 内部事務管理について

事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これらは、職員の業務上の知識不足や単純なミスに加えて、所属内でのチェック・牽制体制が不十分であったことに大きな要因がある。所属長は、定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させ、日常的に確認すべき事項を定型化し確認するなど牽制体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ・ ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- × 時間外勤務時間数が年間360時間を超える職員が見受けられた。職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害しないような環境づくりが必要である。

意見

行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。

(4) 主要事業の目標設定のリスクについて

- ・ 委託事業の件数確保のために審査が甘くなっていないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 指標とするエコパートナー登録件数目標は100団体であり、実績は53団体である。達成目標と現実の乖離が大きく登録を増やすため委託事業等の審査の緩みが危惧される。現実的な登録件数とすることが必要である。

(5) 公募型委託事業に係る契約事務の執行が適正になされないリスク

- ・ 市民協働型の公募型委託事業については委託料として契約時に金額を確定し支出され、事業完了時に補助金のような精算がなされていないため、委託価格の妥当性は担保されているか。
- ・ 事業対象経費について、明確な基準がなく委託内容の透明性に欠けていないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 市民協働型の公募型委託事業については、業務内容について行政がやるべき業務を委託するのではなく協働の領域の内容を委託することになることから内容的に補助金のような性格を有するものも多い。しかしながら、委託料として契約時に金額を確定し支出され、事業完了時に補助金のような精算がなされていない。また、事業者の選考過程で委託内容だけでなく、活動内容に見合った経費かどうかを検証する必要がある。

△ 委託事業の対象経費が直接費のみであるのか間接費まで認めるのかについて明確な基準を設け、委託内容の透明性を確保する必要がある。

指摘

① エコパートナー環境学習等業務委託について

エコパートナーは市民や環境団体からなるため、提出書類の不備が散見される。ホームページの提出書類の書式に書き方の見本や解説を記すなど分かりやすいように明示をすること。また、書類作成の前には書き方の説明を行うこと。提出時には書類の確認を

すること。

② エコパートナー環境学習等業務委託について

ア 前回監査の意見に「大半が設けた上限金額で契約しているが、契約額の妥当性を明確にするため証拠書類の確認をすること」とあり、対応状況では「実施内容及び予算案を精査し、事業実施後、抜き打ちで領収証の提出を求める」となっている。適正な事業の経費となっているか、委託価格の妥当性について検証すること。

イ エコパートナーの登録件数を目標と掲げているが、団体数の目標が不明瞭である。団体数よりも環境に対する啓発等業務の効果が出るよう、登録団体の質の向上を図ること。

2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果 意見

① 来館者アンケートの活用について【住民福祉の向上】

来館者にアンケートを取っているが、再度の来館につなげるための仕組みが必要である。また、環境問題に関心がある来館者のアンケートには、施策のヒントとなる意見をただけのように自由記述的な所を充実させることなど、アンケートの内容を工夫すること。

② 企画展の観覧者数について【有効性の視点】

観覧者数の目標を5,000人以上と見込んでいたが、実績は1,973人であった。見込みが減であったことの原因を分析することにより、今後多くの観覧者が興味のあるような企画展につなげていくこと。

③ SDGs（2. 飢餓を0に 14. 海の豊かさを守ろう 15. 陸の豊かさを守ろう）を基本とした食品ロスの取組みについて【SDGsの視点】

「私たちの暮らしとごみ展」の企画展を計画しているが、SDGsを基本とした食品ロスの取組み等を環境部局が火付け役となり、ブームを起こしていくように補完すること。

※ SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで採択されたもので、2030年までに達成するために掲げた17の目標である。

④ 四日市公害に関する資料の収集、保管について【有効性の視点】

ア 公害に関係する資料を収集し、デジタル化することは、公害の記憶が薄れないために重要な役割である。資料の収集とデジタル化について積極的に予算要求をし、公害資料の公開を進めていくこと。

イ 大学など研究機関との連携については講座開催の補助にとどまらず、公害関係の資料の収集や調査についても検討すること。

⑤ 企画展への財団等助成金について【経済性の視点】

企画展の開催に際し、公益財団法人岡田文化財団2019年度助成金を申請したものの申請額の2分の1となったが、助成対象経費の精査をし、満額でなかった理由を分析することで今後満額になるように努めること。

⑥ プロポーザルによる契約について【有効性の視点】

当館の運營業務の予算の半分以上をプロポーザルにより委託している。環境学習事業の運営委託等業務内容の把握のため、事業者と密に連携を取ること。

環境部 生活環境課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

監査対象部局 環境部生活環境課

対象年度 令和元年度

監査対象事項 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和2年7月9日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

環境部生活環境課（中間組織は所管する所属に含める）の主な業務内容及び職員数（令和2年4月1日現在）は、次のとおりである。

【生活環境課・廃棄物対策室・北部清掃事業所・南部清掃事業所・北大谷斎場】

生活環境課 職員3人 管理係	(1) し尿収集に関すること
	(2) し尿処理手数料・墓地使用料等の調定・徴収に関すること
	(3) 清掃衛生作業用車両・器材の配置計画に関すること
	(4) 清掃業務の安全衛生に関すること
	(5) 生活排水計画に関すること
	(6) し尿処理施設の運営管理に関すること
	(7) 浄化槽清掃業の許可に関すること
	(8) 朝明広域衛生組合との連絡に関すること
	(9) 生活衛生に関すること
	(10) 北大谷斎場・市営霊園に関すること
	(11) 課の庶務に関すること
施設係 職員5人 再任用2人	(1) ごみ・し尿処理施設・斎場墓地等の維持管理・修繕に関すること
	(2) ごみ・し尿処理施設・斎場墓地等の整備計画・用地取得に関すること
	(3) 四日市市クリーンセンター・南部埋立処分場の周辺環境整備に関すること
	(4) 犬猫等動物の死体処理の受付に関すること

会計年度任用 5 人	(5) 犬猫等動物の死体処理料の調定・徴収に関すること (6) 資源物の売却等に関すること
リサイクル係	(1) ごみ減量・資源のリサイクルに係る施策・計画の立案・意識啓発に関すること (2) ごみ減量・資源のリサイクルに係る指導・調査統計に関すること (3) ごみ減量等推進審議会に関すること (4) ごみ処理関係手数料の調定・徴収に関すること (5) 南北清掃事業所との連絡調整に関すること (6) 地域の清掃・美化に関すること (7) 資源物の持ち去り行為に関すること (8) 廃棄物対策室に関すること
職員 5 人 再任用 1 人 会計年度任用 2 人	
廃棄物対策室	(1) 一般廃棄物収集運搬業・一般廃棄物処分業の許可に関すること (2) 自動車リサイクル関連事業者の登録・許可に関すること (3) 廃棄物の不法投棄対策に関すること (4) その他廃棄物の適正処理に関すること
職員 3 人 会計年度任用 8 人	
清掃事業所	(1) 一般廃棄物の収集・運搬に関すること (2) 一般廃棄物の分別排出・分別運搬・再資源化の啓発指導に関すること (3) 作業用車両・器材の維持管理に関すること (4) 所管車両の事故防止・事故処理に関すること (5) 廃棄物の処理手数料等の収納に関すること (6) 犬猫等動物の死体処理に関すること
職員 5 5 人 再任用 7 人 会計年度任用 2 8 人	
北大谷斎場	(1) 北大谷斎場の運営・維持管理に関すること (2) 北大谷霊園の運営・維持管理に関すること
会計年度任用 3 人	

(職員 7 4 名、再任用職員 1 0 人、会計年度任用職員 5 0 人)

第 3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員配置のリスク (人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ)
- (3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (4) 出先機関のリスク (マネジメントの目が行き届かない)
- (5) 不法行為対応のリスク (不法投棄、資源物持ち去り、暴力対策、警察との連携)

2 3 E (経済性、有効性、効率性)・合规性等の視点からの着眼点

事務事業の合规性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点等から設定した。

第 4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意

するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査ではリスクの高い所属であり、実査でも共通事務について、契約事務をはじめ、現金等の管理、支出事務、文書管理の項目において、事務処理誤りが多く見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	効果の少ない事業が実施されるリスク	4 / 4	
収入事務	滞納債権があるか	滞納債権の適正な管理がされないリスク	4 / 4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	○
	負担金、補助金又は交付金を支出しているか	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
契約事務	事業者と工事請負などの契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 6	
	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	○
	指定管理者制度を導入しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	
	プロポーザルにより契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 4	
現金管理	現金の取扱いがあるか	現金の紛失、数え間違い、処理遅れ、着服等のリスク	4 / 4	○
財産管理	建物やインフラを所管しているか	保全不良のリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用されないリスク	4 / 4	
基金	基金を所管しているか	設置目的に合致した活用がなされないリスク 適切な運用又は運用益の処理がなされないリスク	4 / 4	
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク	4 / 4	○

(2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）

職員数の状況（他都市との比較）

平成31年4月1日現在

		四日市市	岐阜市	川崎市	金沢市
職員数	管理	27	62	42	65
	事業	109	116	114	184
	計	136	178	156	249

（参考資料）「四日市市清掃事業の概要」及び他市の清掃事業概要等

（岐阜市、川崎市、金沢市は中核市）

- ・ 在職年数の長い職員への依存度が高く、他の職員への継承が進まず、マニュアルにない手続への裁量が属人的になっていないか。
- ・ 管理業務の人数が少なく、勤務時間内は調査・住民対応等で多忙のため、時間外に処理する業務もあり、事務の管理に手が回らないのではないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 滞納繰越への対応について

少人数の管理係において、督促状の送付、それ以降は、昼間の訪問、夜間の電話による催促や不定期収集を行っている。収納率向上のため、法的措置についても検討しているが、税のような強制徴収公債権ではなく（し尿処理手数料は非強制徴収公債権、霊園管理料は私債権との位置付け）、債務名義の取得や訴訟などの手続が必要となるが、少額手数料回収の費用対効果も小さいことから、滞納整理業務の優先度は低くなっている。債権管理に関する知見を有する収納推進課や弁護士などとの連携について、検討する必要がある。

意見

職員の適正配置と人材確保について

管理業務の人員数が少なく、勤務時間内は調査・住民対応等で多忙のため、時間外勤務も多く、すべての業務に手が回らない実態がある。また、職員構成について、在職年数が長い職員1人の他は年数が短い職員が非常に多く、在職年数が長い職員に業務負担が偏ったり、その経験知識に頼ったり、蓄積されたノウハウがうまく継承できない部分がある。所属全体で134人と巨大な組織であり、組織・機構改革も進めるとともに、引き続き人事当局に経験や専門知識の持つ職員の必要性を説明し、人材確保に努めること。

(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ・ ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 時間外勤務時間数が年間360時間を超える職員が見受けられた。職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害しないような環境づくりが必要である。

意見

行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。

（４）出先機関のリスク（マネジメントの目が行き届かない）

- ・ 分任出納員を施設に配置していないため、現金等管理上のリスクはないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ クリーンセンターでは、小口現金（犬猫処分料用）を取り扱っているが、現在、現金出納員となる管理職が常駐せず、再任用職員の現金取扱員が日々の現金出納を確認しており、月末にまとめて出納員（課長）が確認をしている状況である。

（５）不法行為対応のリスク（不法投棄、資源物持ち去り、暴力対策、警察との連携）

- ・ 不法投棄及び資源物持ち去りへの対応については、個々の通報に対応しきれないリスクはないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 不法投棄への対応について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、違反者には罰則（懲役、罰金）が適用される。不法投棄物の内容を確認し、行為者が特定できる場合のみ、悪質なものは警察に通報し、合同で現場立ち合いを行い、行為者に指導等を行っている。市民からの個々の通報への対応を適切に行う必要がある。

（令和元年度実績）

警察への通報 3件、顛末書提出 0件、電話注意 8件、文書注意 6件

△ 資源物持ち去りへの対応について

「四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」により、違反者には20万円以下の罰金が科される。委託パトロールにより、重点箇所を割り出し、警察と連携して張り込みを行い、告発も行っている。民間の警備会社にパトロールを委託しているが、個々の通報への対応を適切に行う必要がある。

（令和元年度実績）

指導 7件、警告書発布 6件、禁止命令書発布 6件、告発 6件

2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘

事務処理誤りについて【合規性の視点】

事務処理誤りが17件と多く、基本的な誤りも散見される。事故にもつながりかねないため、内部統制の体制を整備して内部事務管理の徹底を図ること。

意 見

① 公衆浴場助成費補助金について【有効性の視点】

公衆浴場の確保を図るため、法令に基づき、市内4か所の公衆浴場に対し補助金を支出しているが、補助金支出の明確な根拠となる公衆浴場の必要性や需要の程度を十分掌握すること。

② 旧慣墓地の管理について【効率性の視点】

地域の数ある旧慣墓地については、登記簿上の所有者は市となっているが、実質的な管理運営は、旧来の慣行により地域の自治会や墓地管理組合が行っている。しかし、職員による現地実査も数量が多いため苦慮しているような状況であり、適切な管理実態とはなっていないので、将来の管理運営方法について方向性や方針を立てること。

③ 北大谷霊園の維持管理について【合規性の視点】

北大谷斎場と北大谷霊園の管理運営業務を併せて委託している。霊園における共有部分の除草や通路の水はけなど維持管理に不十分なところが見受けられるので、委託業者に対する牽制をしっかりと行っていくこと。

④ 無縁墓の整理について【住民福祉の向上の視点】

市営霊園のうち、富洲原、富田、塩浜の3霊園については、使用者が不明となっている墓が数多く存在し、実態調査を進めているとのことであるが、多死社会に向けて、全市的な調査を本腰を入れて進めること。また、そのうえで使用者が判明しない無縁墓については、人間の尊厳に関わることであり、心のこもった無縁改葬の手法を検討しておくこと。

⑤ 墓地埋葬法に基づく埋火葬について【効率性の視点】

引き取り手のない遺体の埋火葬業務については、件数は少ないものの、個々の事案ごとに、引き取り手を調べる戸籍調査業務、引き取り依頼や委任状取得等の業務、遺体の安置から埋火葬に至る業務等、職員の負担は大きく、また、今後業務量が増えていくことが予想される。行政として、今のうちに対策を考える必要がある。業務の効率的な仕組み作りや、当業務を担うべき部局や業務分担のあり方について検討し、職員の働き方改革につなげること。

⑥ し尿処理経費について【経済性の視点】

豊田市、岐阜市、金沢市に比較して処理量1トン当たりの経費が高い。調査により、理由の検証を行うこと。

※他市とのし尿処理原価との比較（平成30年度）（千円）

	四日市市	豊田市	岐阜市	金沢市
処理経費 ※1	597,284	837,205	313,894	75,507
処理量（t）※2	68,801	133,908	50,680	9,857
1t当たり経費	8.68	6.25	6.19	7.66

※1 手数料収入、売電・資源化収益等を充当しない額

※2 浄化槽汚泥等を含む。

(参考資料)「四日市市清掃事業の概要」及び他市の清掃事業概要等

(豊田市、岐阜市、金沢市は中核市)

⑦ 廃棄物処理施設整備等基金について

約15年後、クリーンセンターの大規模改修工事を行う必要があり、長期的な基金積立等の財政計画を検討していくこと。

※ 今後の費用(解体、整備)と必要積立額について

・元年度 楠衛生センター解体工事(設計、工事) 約120,000千円

基金からほぼ全額充当 → 基金残額 約720,000千円

・元～2年度 北部埋立処分場浸出水処理施設整備工事

(設計) 約29,000千円

・2年度

(工事) 約700,000千円

※ 基金から充当すると、基金残額 ほぼなくなる。

・3年度 旧北部清掃工場解体(設計予定)

・4年度 旧北部清掃工場解体(工事予定)

} 計 約2,000,000千円(見込)

※財源については、今後の基金への積立を含め、財政課と協議中。

⑧ 不用額について【効率性の視点】

ア 多くの事業について、不用額が生じている。予算編成においてできる限り正確な執行額の把握に努め、不用額の減少に努めること。

イ 「し尿収集業務委託、し尿等転送業務委託」において、予算額2億6,400万円に対し、契約額2億4,800万円と1,600万円の不用額を生じている。適正な予算編成を行うため、予実分析を行うこと。

評価

他市とのごみ処理原価の比較(平成30年度)について

豊田市、岐阜市に比べ、ごみ処理量は少なく、その経費も低く抑えられており、処理単価も低いものとなっており、効率的な処理が行われていると思われる。引き続き、効率的な処理に努められたい。

※他市とのごみ処理原価との比較(平成30年度)

(千円)

	四日市市	豊田市	岐阜市	金沢市
処理経費 ※1	3,359,825	5,607,029	4,604,382	5,518,165
処理量(t) ※2	109,306	148,703	134,525	188,246
1t当たり経費	30.74	37.71	34.23	29.31

※1 手数料収入、売電・資源化収益等を充当しない額

※2 収集、焼却、埋立、資源物等を含むすべて

(参考資料)「四日市市清掃事業の概要」及び他市の清掃事業概要等

(豊田市、岐阜市、金沢市は中核市)